## 2019年度 明治大学法科大学院 論文試験問題

## 【民事訴訟法】

## 問 1

入会団体ないしその構成員は、どのような形で当事者となりうるか。考えられる方法をできる限り網羅的に述べてください(なお、構成員が単独で訴えを提起できるような権利に関する訴訟〔たとえば、入会団体の構成員が有する使用収益権の確認等〕は除いて考えること)。

## 問 2

①遺産確認の訴え、②相続人地位不存在確認の訴え、③遺言無効確認の訴えについて、固有必要的共同訴訟に該当するか通常共同訴訟に該当するかを論じなさい(どのような訴訟が固有必要的共同訴訟に該当するかの判断基準を明らかにし、①ないし③の訴えがどのようなものであるかを検討した上で、結論を示すことが必要です。なお、学説が分かれている場合には、複数の考え方について述べてください)。

※ 解答用紙の記入に際しては、問1、問2と見出しをつけて記入しなさい。